

## 議案第28号

相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

### 提案理由

相楽郡広域事務組合の規約変更に伴う財産処分に関し、関係市町村と協議することについて、「地方自治法」第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

## 財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

相楽郡広域事務組合が設置する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金（以下「基金」という。）に関する共同処理事務を令和5年3月31日をもって廃止することに伴い、基金に属する財産は次のとおり関係市町村及び京都府に帰属するものとする。

### 基金原資（7億円）の清算額 （単位：円）

出資団体名	出資金額	清算額
木津川市	354,860,000	354,860,000
（旧）山城町	77,270,000	77,270,000
（旧）木津町	158,860,000	158,860,000
（旧）加茂町	118,730,000	118,730,000
笠置町	39,350,000	39,350,000
和束町	60,520,000	60,520,000
精華町	125,780,000	125,780,000
南山城村	49,490,000	49,490,000
計	630,000,000	630,000,000

助成団体名	補助金額	清算額
京都府	70,000,000	70,000,000

令和5年3月 日

木津川市長	河井 規子
笠置町長	中 淳志
和束町長	堀 忠雄
精華町長	杉浦 正省
南山城村長	平沼 和彦

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第28号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について	
担 当 課	学研企画課 企画広報係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	相楽郡広域事務組合が設置する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金に関する共同事務が令和5年3月31日をもって廃止されることに伴い、基金が精算・返金されるものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相楽郡広域事務組合に「広域圏事業の今後のあり方検討会」を設置し、「相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること」についての調査・審議を開始（令和2年1月16日）</li> <li>・組合定例理事会において、今後の方針決定（広域圏事業の廃止・組合規約の変更・基金の返還）（令和4年5月9日）</li> <li>・市議会に組合規約を変更する議案を上程・議決（令和4年9月28日）</li> <li>・京都府へ規約変更申請の提出（令和4年10月14日）</li> <li>・京都府へ財産処分の承認申請（令和4年12月28日）</li> <li>・組合議会に基金条例の廃止の提案（令和5年2月15日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 相楽郡広域事務組合において、相楽地域住民を対象としたパブリックコメントの実施 期間：令和4年7月7日～8月5日 意見数：1件	
	市総合計画の位置付け	基本方針    3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり 政策分野    7 協働 施 策        ① 市民参加・参画 ア. 市民参画の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（      年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（      年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	返還された基金を市の「公共施設等整備基金」に積み立て、活用します。	